

令和 3 年 4 月 1 日以降のご契約内容の見直し
(標準約款等の変更について)

当社は、令和 3 年 4 月 1 日より、低圧電気標準約款、低圧電気供給実施要綱および選択約款等(以下「約款類」といいます。)について、以下のとおり変更いたします。

1. 変更の内容

(1) 検針結果お知らせ方法のペーパーレス化および書面有料化

これまで一部のお客さまを除き書面により検針結果等*をお知らせしておりましたが、低圧電気供給実施要綱および選択約款のご契約については、原則として電磁的方法(インターネットを利用する方法をいいます。)によるお知らせへ変更いたします。また、今後、書面による検針結果等*のお知らせを希望される場合および振込用紙による料金のお支払いを希望される場合は、書面発行手数料(税込 110 円/月)を申し受けます。これらにともない、規定について所要の見直しをいたします。

※「電気ご使用量のお知らせ」、「購入電力量のお知らせ」、「口座振替領収証」が該当します。

(2) 深夜機器割引の終了

【対象の料金プラン】

時間帯別電灯 A, 時間帯別電灯 B, 深夜電力 B, よりそう+ナイト 8, よりそう+ナイト 10

8 時間通電機器割引, 5 時間通電機器割引, 通電制御型夜間蓄熱式機器割引(以下「深夜機器割引」といいます。)を終了することにともない, 対象の料金プランの規定について所要の見直しをいたします。

(3) 選択約款のお客さまの取扱いの変更

【選択約款】

時間帯別電灯 A, 時間帯別電灯 B, 時間帯別電灯 S, ピークシフト季節別時間帯別電灯, 季節別高負荷率電灯, 低圧高稼働契約, 低圧季節別時間帯別電力, 深夜電力 A および深夜電力 B, 深夜電力 C, 融雪用電力 A, 融雪用電力 A II, 融雪用電力 B, 融雪用電力 B II

選択約款では、共通の供給条件等については特定小売供給約款に準じて取り扱うこととしておりましたが、令和 3 年 4 月 1 日以降は、低圧電気供給実施要綱と同様に低圧電気標準約款にもとづき取り扱うことといたします。これにともない、規定について所要の見直しをするほか、主に以下の取扱いが変更になります。

なお、低圧電気標準約款では、一般送配電事業者が行う業務*については一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)に準拠します。そのため、託送約款等に定める需要者に関する事項を遵守していただくこととなりますが、一般送配電事業者が行う業務*にかかわる基本的な取扱いは特定小売供給約款と変わりません。

※メーターの検針や計量値の確認, 送配電設備や電気工作物の設計・施工・改良・検査・保安等, 工事費負担金の算定, お客さま電気工作物の調査等

また、契約期間や契約容量(契約電力), 基本的な料金の算定方法等についても原則として取扱いの変更はなく、現在のご契約を継続される場合は、特段の申込みは必要ありません。

【主な取扱いの変更】

a. 料金等をお支払いいただけない場合の取扱い

料金その他の債務について、当社が定める期日を経過してなおお支払いいただけない場合等は、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を他の小売電気事業者へ提供する場合があります。

また、支払期日（検針日の翌日から30日目）をさらに20日経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、供給停止を経ずに需給契約を解約する取扱いに変更いたします。

なお、選択約款は平成28年3月31日をもって新規加入を終了しているため、廃止や解約により需給契約が消滅した場合は、再度選択約款でご契約いただくことはできません。

b. 供給停止期間中の料金の取扱い

供給停止期間中については、不使用扱いとし日割計算により料金を算定していましたが、今後は、一般送配電事業者が送配電設備の保安等のために供給停止を行うことから、電気料金に反映しない取扱いに変更いたします。

c. 制限または中止の料金割引の取扱い

お客さまの電気の使用を制限または中止等した場合に、1日につき基本料金の4%を割引く制限中止割引を行っていましたが、今後は、送配電設備の保安を担う一般送配電事業者が制限または中止等を行うことになるため、電気料金に反映しない取扱いに変更いたします。

d. 需給開始後1年未満で廃止または変更される場合の料金および工事費の精算の取扱い

お客さまが需給開始後1年未満で廃止または変更される場合の料金については、ご契約の料金プランに応じて臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既料金との差額により精算していましたが、今後は、一般送配電事業者が料金および工事費の精算を行うことが明らかになったときに、ご契約の料金プランの基本料金および電力量料金を割増し（電灯契約種別は10%、動力契約種別は20%割増し）して算定される料金と既料金の差額により精算いたします。

(4) 契約容量についての特別措置の変更

【対象の料金プラン】

よりそう+ナイト8, よりそう+ナイト10, よりそう+ナイトS

これまで、電気の契約が廃止中の需要場所への引っ越しなどにより、対象の料金プランを新たにご契約される場合で一定の要件に該当するお客さまについては、それぞれ時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、時間帯別電灯Sに準じて契約容量を定めておりましたが、令和3年4月以降に新たにご契約される場合は、記録型計量器（スマートメーター）が設置されていない需要場所を除き、実量契約または主開閉器契約により契約電力または契約容量を定めることといたします。これにともない規定について所要の見直しをいたします。

なお、すでに対象の料金プランでご契約いただいている場合は、現在の契約容量で引き続きご契約いただけます。

約款類の変更内容の詳細は、「2. 変更点について」をご確認ください。

2. 変更点について

【低圧電気標準約款の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
1 適 用	<ul style="list-style-type: none"> 共通の供給条件等について、選択約款も低圧電気標準約款にもとづき取り扱うため、適用対象に選択約款を追加しました。
20 使用電力量の計量および算定	<ul style="list-style-type: none"> 検針結果のお知らせを原則として電磁的方法でのお知らせを規定しました。 また、書面で同お知らせを希望される場合は、書面発行手数料（1契約1料金算定期間につき110円00銭）を申し受ける旨を規定しました。
24 料金その他の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> 振込用紙による料金のお支払いを希望される場合は、書面発行手数料（1契約1料金算定期間につき110円00銭）を申し受ける旨を規定しました。 また、検針結果のお知らせについて書面発行手数料を申し受ける場合は、重複して書面発行手数料を申し受けない旨を規定しました。
附 則	
1 この標準約款の実施期日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日から実施する旨を規定しました。
(新設) 2 書面発行手数料についての特別措置	<ul style="list-style-type: none"> 書面発行手数料について、検針期間等の始期を令和3年4月1日以降とする料金（5月分料金）から適用する旨を規定しました。
(新設) 3 契約容量および契約電力にかかわる特別措置	<ul style="list-style-type: none"> 選択約款に共通する、契約負荷設備により契約容量または契約電力を定める場合等の取扱いについて規定しました。

【低圧電気供給実施要綱の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
適用条件 (削除:検針結果の通知, 書面発行手数料)	<p>(よりそう+eねっとバリュー)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として「よりそうeねっと」の会員であることを適用条件とする旨を規定しました。 電磁的方法による検針結果のお知らせおよび書面発行手数料の対象を低圧電気標準約款の適用を受ける他の料金プランに拡大することにともない、低圧電気標準約款に同規定を追加したため、規定を削除しました。
附 則	
実施期日	<p>(変更する低圧電気供給実施要綱)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日から実施する旨を規定しました。
(削除:書面発行手数料についての特別措置)	<p>(よりそう+eねっとバリュー)</p> <ul style="list-style-type: none"> 書面発行手数料申受けの開始時期について定めた特別措置について、既に書面発行手数料の申受けを開始したことから規定を削除しました。

項目	変更内容
契約容量についての特別措置	(よりそう+ナイト8, よりそう+ナイト10, よりそう+ナイトS) <ul style="list-style-type: none"> 特別措置が適用される場合の需要場所における負荷設備等は, それぞれ時間帯別電灯A, 時間帯別電灯B, 時間帯別電灯Sに定める契約負荷設備に準じて取り扱う旨規定し, 負荷設備等の取扱いについて明確化しました。 新たに電気を使用される場合は, 記録型計量器が設置されていない需要場所を除き, 実量契約または主開閉器契約により契約電力または契約容量を定めるよう, 規定を見直しました。
5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置 等	(よりそう+ナイト8, よりそう+ナイト10, 深夜電力 [限定]) <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月31日をもって深夜機器割引を終了することとしない, 実施日を含む料金の算定期間(4月分)の料金についてのみ深夜機器割引を適用する旨を規定しました。
契約電力についての特別措置※ ※深夜電力 [限定] の場合は, 本則「契約種別および料金」	(よりそうCスノーA, よりそうCスノーAⅡ, よりそうCスノーB, よりそうCスノーBⅡ, よりそうCパワーナイト, 深夜電力 [限定]) <ul style="list-style-type: none"> 開閉器の定格電流や負荷設備の容量等にもとづき契約電力を定める場合は, 低圧電気標準約款に準じて契約電力を定めることとし, この場合の負荷設備等についても低圧電気標準約款に準じて取り扱う旨規定を見直しました。

【選択約款の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
(削除: 目的)	<ul style="list-style-type: none"> 共通の供給条件について低圧電気標準約款にもとづき取り扱うことから, すでに低圧電気標準約款にもとづき取り扱っている低圧電気供給実施要綱と規定を揃えることとし, 規定を削除しました。
(新設) 適用条件	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者(東北電力ネットワーク株式会社)の託送約款等にもとづく接続供給により電気の供給を受け, 令和2年4月1日実施の選択約款の適用を受けるお客さまに限り, 低圧電気標準約款とあわせて適用する旨を規定しました。 適用地域を電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除き, 青森県, 岩手県, 秋田県, 宮城県, 山形県, 福島県, 新潟県とする旨規定しました。
(削除: 適用範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 上記「適用条件」を新設したため, 規定を削除しました。
(新設) 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> 需給契約の成立等については低圧電気標準約款によるものとし, 契約期間満了前に原則として他の料金プランに変更できない旨を規定しました。
(一部新設) 供給電気方式および供給電圧	<ul style="list-style-type: none"> 周波数については託送約款等の定めによることから, 削除しました。また, 低圧電気標準約款において, 契約種別に応じて適用する供給電気方式および供給電圧を定めることとしているため, 一部の選択約款に同規定を新設しました。

項目	変更内容
契約容量(契約電力)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約容量(契約電力)は、低圧電気標準約款により定める旨規定しました。 ・主開閉器契約から負荷設備契約に変更できない旨を規定しました。
料 金	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費調整額や再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、低圧電気標準約款にもとづき行うこととし、別表の規定を削除するとともに、低圧電気標準約款の項目を指し示すよう規定を見直しました。
使用電力量の計量および算定	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として記録型計量器の30分値により使用電力量を算定することとし規定を見直しました。
(削除：需給契約の成立および契約期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「契約期間」を新設したため、規定を削除しました。
(削除：需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算)	<p>(季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧電気標準約款にもとづいて精算を行うこととし、規定を削除しました。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・日割計算等，その他の事項について，低圧電気標準約款にもとづき取り扱うこととし，低圧電気標準約款を指し示すよう規定を見直しました。
実施細目	
(削除：適用範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ・本則の規定を見直したことから，規定を削除しました。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・しゃ断器については託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱う旨を規定しました。 ・契約負荷設備が増加した場合の工事費の負担等について，低圧電気標準約款によるものとし規定を削除しました。
附 則	
実施期日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から実施する旨を規定しました。
(新設) この選択約款実施にもなう切替措置	<ul style="list-style-type: none"> ・約款変更にもなう切替措置として，実施日において支払期日をさらに20日経過してなお料金等をお支払いいただけない場合は，特定小売供給約款に準じて供給停止を行うこととし，これにかかわる取扱いを規定しました。
5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置等	<p>(時間帯別電灯A，時間帯別電灯B，深夜電力Aおよび深夜電力B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月31日をもって深夜機器割引を終了することとしない，実施日を含む料金の算定期間(4月分)の料金についてのみ深夜機器割引を適用する旨を規定しました。
別 表	
(削除：再生可能エネルギー発電促進賦課金，燃料費調整)	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費調整や再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は，低圧電気標準約款にもとづき行うこととし，別表の規定を削除しました。
料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧電気標準約款の項目を指し示すよう規定を見直しました。

項目	変更内容
(新設) 加重平均力率の算定	(低圧高稼働契約, 低圧季節別時間帯別電力, 融雪用電力B, 融雪用電力BⅡ) ・加重平均力率の算定方法に係る規定を新設しました。

【電気標準約款〔低圧〕の主な変更点】

項目	変更内容
本 則	
20 使用電力量の算定	・特別の事情があり検針結果を書面でお知らせする場合は, 原則として書面発行手数料 (1 契約 1 料金算定期間につき 110 円 00 銭) を申し受ける旨を規定しました。
24 料金その他の支払方法	・特別の事情があり振込用紙により料金のお支払いをされる場合は, 書面発行手数料 (1 契約 1 料金算定期間につき 110 円 00 銭) を申し受ける旨を規定しました。 ・また, 検針結果のお知らせについて書面発行手数料を申し受ける場合は, 重複して書面発行手数料を申し受けない旨を規定しました。
附 則	
1 この標準約款の実施期日	・令和 3 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。
(新設) 2 書面発行手数料についての特別措置	・書面発行手数料について, 計量期間等の始期を令和 3 年 4 月 1 日以降とする料金 (6 月分) から適用する旨を規定しました。

以 上